

医療分野の研究開発に資する匿名加工医療情報に関する法律第39条第3項の  
規定に基づく協議に対する意見（案）

平成30年 2 月 23 日  
個人情報保護委員会

- 1 平成30年 2 月 19 日付府医第18号、29文科振第365号、厚生労働省発医政0219第 6 号及び20180219商第 1 号において協議のあった、医療分野の研究開発に資する匿名加工医療情報に関する法律第39条第3項の規定に基づく主務省令の案については、匿名加工医療情報の加工基準、認定匿名加工医療情報作成事業者における安全管理措置等の規定により、個人情報の適正な取扱いが確保されており、その内容について異存はない。
- 2 医療分野の研究開発に資する匿名加工医療情報に関する法律の施行に当たっては、認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報取扱事業者に対し匿名加工医療情報が提供される場合等において、匿名加工医療情報であることが明示されること、またその上で匿名加工医療情報取扱事業者において安全管理措置が適切に講じられることにより、照合禁止義務が確実に遵守され、個人の権利利益が保護されるよう、適切に運用願いたい。